

物流施設への立地支援



岡山市物流施設誘致促進奨励金



物流施設を建設して行う事業

対象事業

- | | |
|--|---|
| <p>業種</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 道路貨物運送業 ● 倉庫業 ● 貨物運送取扱業 ● 港湾運送業 ● 卸売業 ● 小売業 ● 製造業 <p><small>※業種については、総務省「日本標準産業分類」を参照</small></p> | <p>物流施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 倉庫 ● 配送センター ● 流通加工場 <p><small>※製造業、小売業の工場又は店舗に併設されるものは除く</small></p> |
|--|---|

● 交付要件

取得用地面積	公的団地用地 — 1,000㎡以上 <small>※民有地の場合は、市街化調整区域内において、物流総合効率化法又は産業振興型地区計画の手続きを経たもの等に限る</small>	民有地 — 5,000㎡以上
固定資産投資額	5億円以上(中小企業2億円以上)	
新規常用雇用者数	10人以上(中小企業5人以上)	

● 奨励金の内容

【土地補助金】 土地固定資産評価額 × 3% (増設の場合なし)

【建物補助金】 建物固定資産評価額 × 9% (増設の場合4.5%)

※限度額 合計 3億円 (増設の場合1.5億円)



【人材確保奨励金】 市内に住所を有する新規常用雇用者数 × 20万円 (障がい者は40万円)

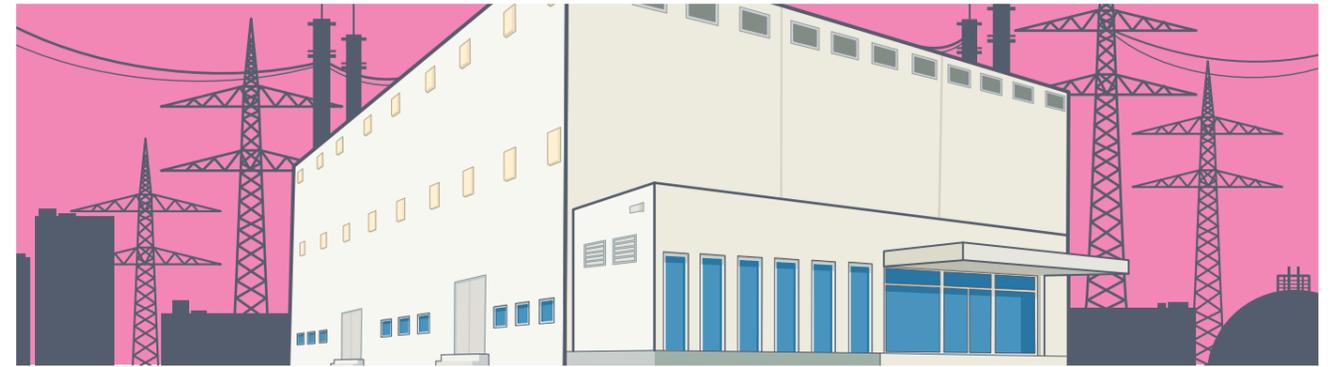
COLUMN コラム 倉庫面積

中四国、西日本の交通結節点に位置する岡山市は、物流拠点の立地場所として需要が高い!! 岡山市内に集積する営業倉庫の面積は中四国最大規模で、増加傾向にあります。

※1 普通倉庫の1~3類倉庫の面積
※2 九州運輸局の管轄に属する下関市、宇部市、長門市及び山陽小野田市を除く



工場、研究所等への立地支援



岡山市企業立地促進奨励金



対象事業

〔製造工場・研究所等〕を〔建設・購入・賃借〕し、機械設備を設置して行う事業

- | | |
|--|---|
| <p>製造工場</p> <p>製造業の用に供する工場
<small>※業種については、総務省「日本標準産業分類」を参照</small></p> | <p>研究所等</p> <p>[研究所] ● 工業製品 ● バイオテクノロジー ● 光通信又は電気通信
[ソフトウェアハウス]
[システムハウス]
[事業所] ● 高度情報処理産業 ● 高度な機械修理業 ● ディスプレイ業
● 非破壊検査業 ● デザイン業 ● 機械設計業 ● エンジニアリング業</p> |
|--|---|

● 交付要件

	製造工場	研究所等
取得用地面積	公的団地用地 — 1,000㎡以上 民有地 — 5,000㎡以上	公的団地用地 — 1,000㎡以上 民有地 — 2,000㎡以上
固定資産投資額	5億円以上(中小企業2億円以上) <small>※賃借した工場の場合2億円以上(中小企業1億円以上)</small>	2億円以上(中小企業1億円以上)
新規常用雇用者数	30人以上(中小企業10人以上)	10人以上(中小企業5人以上)

● 補助金の内容

【土地補助金】 土地固定資産評価額 × 3% (増設の場合なし)

【建物補助金】 建物固定資産評価額 × 9% (増設の場合4.5%)

【機械設備補助金】 償却資産固定資産取得価額 × 3% (増設の場合1.5%)
※機械及び装置に限る

※限度額 合計 3億円 (増設の場合1.5億円)



【人材確保奨励金】 市内に住所を有する新規常用雇用者数 × 60万円 (障がい者は120万円)